

2級建築士 学科II 「法規」

令和6年 問題No.2 解説

〔N o . 2〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築主は、建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、当該工事を完了したときは、建築主事又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。
2. 建築主事又は指定確認検査機関は、防火地域又は準防火地域内における一戸建て住宅の新築に係る確認をする場合においては、当該確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長の同意を得なければならない。
3. 建築物の除却の工事を施工しようとする者は、当該工事に係る部分の床面積の合計が10m²を超える場合、原則として、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
4. 指定確認検査機関は、建築物に関する完了検査の引受けを工事が完了した日の前に行ったときは、当該工事が完了した日から7日以内に当該検査をしなければならない。
5. 建築基準法第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

1 用途変更 法87条1項 建築主事等に届け出

2 消防長等の同意 法93条1項 ただし、防火地域、準防火地域以外の住宅は必要ない

3 除却届け 法15条1項 建築届は建築主が、除却は施工者が 主事経由で都道府県知事に届け出る。10㎡以内は届け出不要

4 指定確認検査機関の完了検査 法7条の2 4項

工事が完了した日又は当該検査の引き受けを行なった日のいずれか遅い日から7日以内に検査をしなければならない

5 特建の定期調査 法12条1項

特殊建築物で政令で指定する物又は特定行政庁が指定する物は定期に調査をして特定行政庁に報告しなければならない

目次

第1章 総則

第1条 (目的)	18
第2条 (用語の定義)	18
第3条 (適用の除外)	21
第4条 (建築主事又は建築副主事)	22
第5条 (建築基準適合判定資格者検定)	23
第5条の2(建築基準適合判定資格者検定事務を行う者の指定)	23
第5条の3(受検手数料)	23
第5条の4(構造計算適合判定資格者検定)	24
第5条の5(構造計算適合判定資格者検定事務を行う者の指定等)	24
第5条の6(建築物の設計及び工事監理)	24
第6条 (建築物の建築等に関する申請及び確認)	25
第6条の2(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)	26
第6条の3(構造計算適合性判定)	27
第6条の4(建築物の建築に関する確認の特例)	28
第7条 (建築物に関する完了検査)	29
第7条の2(国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査)	29
第7条の3(建築物に関する中間検査)	30
第7条の4(国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査)	30

第7条の5(建築物に関する検査の特例)	31
第7条の6(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)	31
第8条 (維持保全)	32
第9条 (違反建築物に対する措置)	32
第9条の2(建築監視員)	34
第9条の3(違反建築物の設計者等に対する措置)	34
第9条の4(保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言)	34
第10条(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)	34
第11条(第3章の規定に適合しない建築物に対する措置)	35
第12条(報告、検査等)	35
第12条の2(建築物調査員資格者証)	37
第12条の3(建築設備等検査員資格者証)	37
第13条(身分証明書の携帯)	37
第14条(都道府県知事又は国土交通大臣の勧告、助言又は援助)	38
第15条(届出及び統計)	38
第15条の2(報告、検査等)	38
第16条(国土交通大臣又は都道府県知事への報告)	39